**【アデイクション医学会員規定】**

第１条　（名称）
本会は、アディクション医学会と称する。
第２条 （目的）
本会は、日本に於けるアディクション （依存症、発達障害、強迫性障害）の克服と予防のための正しい知識と手段の普及に寄与するとともに、アディクションプロフェッショナルの教育及び育成を図ることを目的とした事業を行う。
第３条（活動）
本会は上記の目的を達成するために次の活動を行う。
（1） 研修会、講演会、ワークショップ、シンポジウムなどを開催する。
（２） 他の研究団体との連携、協力を行なう。
（３） その他、本会の目的を達成するために必要な活動を行なう。
第４条（構成員）
本会は、アディクション医学セミナー（対面/オンライン）受講者及び理事会で承認された者によって組織される。
第５条（役員）
本会の事業を行うため役員として世話人若干名を置く。
世話人は役員会を組織し、研究会の運営にあたる。
第６条（事務局）
本会は、役員間および会員間の連絡および会計等の事務を行う事務局を置く。
事務局の設置場所は理事会が決定する。
第７条（入退会）
本会は、毎２年20,000円の会費を徴収する。なお、研究会開催時は参加費として別途料金を徴収する。退会者は毎2年の更新月（3月）の1か月前までに書面で連絡する。
細則１
なお、政治・宗教、金銭的な目的のための入会、あるいは妨害・破壊行為が判明した場合、役員会は直ちに退会を要求することができる。